

## 「広報よこはま市版 企画編集及びデザイン版下作成等業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めがあるもののほか、「広報よこはま市版 企画編集及びデザイン版下作成等業務委託」について、プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について必要な事項を定める。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第2条 プロポーザルの評価にあたっては、「広報よこはま市版 企画編集及びデザイン版下作成等業務委託」に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、プロポーザルの評価のうち、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) ヒアリング及びその評価
- (3) その他必要と認めるもの

2 評価委員会には別添1のとおり、委員長、副委員長及び委員をおく。

3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

5 委員長は、評価結果を政策局第1入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(業者選定委員会の審議事項)

第3条 プロポーザルの実施に関する審査について要綱第4条第2項に定められた審議事項は次のとおりとする。

- (1) 評価委員会の設置及び評価委員の選定
- (2) 実施要領の作成
- (3) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準、ヒアリングの有無その他採点が同点の場合の取扱等受託候補者の特定に必要な事項の設定
- (4) 公募型プロポーザル方式による場合における提案資格の決定
- (5) 受託候補者の特定に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

(評価結果の審査)

第4条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

(提出要請書)

第5条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第6条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 担当予定デザイナーの経歴等
- (2) 業務実施体制
- (3) 企業としての取組に関する申告
- (4) 企画・編集・デザイン・レイアウト

(評価)

第7条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 企画・編集・デザイン・レイアウトの妥当性等
- (2) 担当デザイナーの妥当性等
- (3) 業務実施体制の妥当性・実現性等

2 プロポーザルの評価にあたっては、提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

3 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(提案資格確認の通知)

第8条 要綱第11条により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた提案者は、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第9条 要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

この要領は、令和5年11月29日から施行する。

(別添1)

名 称	政策局第1入札参加資格審査・指名業者選定委員会
所掌事務	プロポーザルの実施及び選定に関すること
委員長 委員 委員 委員 委員 委員 委員 委員 委員	政策局長 総務部長 大都市制度・広域行政部長 政策部長 男女共同参画担当理事（又は男女共同参画担当部長） シティプロモーション推進室長 共創推進室長 大学担当理事 基地担当理事 その他委員長が必要と認める者

名 称	「広報よこはま市版 企画編集及びデザイン版下作成等業務委託」 プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの評価に関すること
委員長 副委員長 委員 委員 委員 委員	政策局共創推進室長 政策局シティプロモーション推進室長 政策局広報課長 政策局男女共同参画推進課長 健康福祉局福祉保健課福祉保健センター担当課長 南区区政推進課長